

資料 1-4

(案) 平成 29 年度枚方市生活支援体制整備 「第 2 層圏域基本事務」仕様書

1. 事業説明

地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みの一環として、日常生活圏域を単位として「元気づくり・地域づくり会議（第 2 層協議体）」（以下、「協議体」という。）のとの情報共有や医療・介護連携にかかる会議等の開催、また、必要な連絡調整等の業務、協議体及び「元気づくり・地域づくりコーディネーター」の支援を行うことにより、互助を基本とした生活支援等サービスが創出されるような積極的な取り組みの体制の整備・運営に資するものである。

2. 業務内容

(1) 情報整理

- ① 圏域内の課題の整理
- ② 地域資源の把握と整理
- ③ 圏域内の協議体の事務とりまとめ

(2) 調整

- ① 医療・介護連携にかかる会議等との連携・調整
- ② 第 3 層生活支援コーディネーターの研修
- ③ 第 3 層生活支援コーディネーターの介護の場の設定

(3) その他の事務処理

- ① 「元気づくり・地域づくりコーディネーター」が行う活動の補助

3. 従事者

地域住民や関係機関等の連携・調整の窓口となる担当者名を公表するとともに、円滑に業務が実施できる体制整備を行うこと。

4. 実績報告

事業の成果を記載した実績報告書等、次の書類を作成すること。

作成した毎月報告は、年度の半期（9 月 30 日）及び委託期間満了日（3 月 31 日）の翌月 10 日までに提出すること。

なお、年度途中に年度末報告、その他発注者が実績を確認するための報告書類の報告を求められた場合は、速やかに提出すること。

報告書類は、次のとおりとする。

- ① 会議の記録
- ② その他の業務記録簿

5. 個人情報保護

本業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務の実施によって知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に使用しないものとする。指定期間が終了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

業務の範囲内において枚方市個人情報保護条例（平成9年枚方市条例第24号）及び別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。また、関係法令、関係省庁の作成した個人情報の保護に関するガイドライン等の趣旨に沿った措置を講ずるよう努めるものとする。

6. その他

事業の遂行にあたり、不明瞭な点については事前に市と協議すること。